特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	母子保健に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田上町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田上町長

公表日

令和6年4月30日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	母子保健に関する事務						
②事務の概要	・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、申請時等の訪問指導や健康審査等に関する事務を行ている。・特定個人情報ファイルは、母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導及び母子健康手帳の交付において利用する。						
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー						
2. 特定個人情報ファイル名							
母子保健ファイル							
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の49の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令第40条						
4. 情報提供ネットワークシステムに							
①実施の有無	<選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定						
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):56の2,69の2の項 (別表第二における情報照会の根拠):69の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令 第30条,第38条の3						
5. 評価実施機関における担当部署							
①部署	保健福祉課						
②所属長の役職名	保健福祉課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
請求先	959-1503 新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070番地 田上町 総務課 0256-57-6222						
8. 特定個人情報ファイルの取扱い	に関する問合せ						
連絡先	959-1503 新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070番地 田上町 総務課 0256-57-6112						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和6年	F4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
<選択肢> 1)基礎項目評価書 [基礎項目評価書] 2)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書 3)基礎項目評価書 3)基礎項目評価書及び重点項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。						
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ネットワーク	システムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限 のない職員等)によって不正に使用され るリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱い	の委託			[0]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や	情報提供ネッ	ルワークシステム	を通じた提供を除く。]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシステムと	の接続		[]报	接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策 は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査						
実施の有無	[〇]自	己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監	查	
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[+:	分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	更前の記載変更後の記載		提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1、対象人数 Ⅲしきい値判断項目	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2、取扱者数	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1、対象人数 II しきい値判断項目	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 2、取扱者数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の19の項	番号法第9条第1項 別表第一の49の項	事後	
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1、対象人数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2、取扱者数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1、対象人数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2、取扱者数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	